

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により、景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 9 月 30 日

今 治 市 長      菅   良   二



1 景観計画の名称

今治市景観計画

2 景観計画を定める土地の区域

今治市域のうち都市計画区域を除く区域

ただし、小島、来島、馬島、比岐島、小比岐島、平市島、小平市島、弓杖島、怪島、臍島等の島々は含む。

3 効力の発生する日

平成 23 年 9 月 30 日

ただし、「第 3 章 景観計画区域における行為の制限等」のうち、行為の制限に関する事項及び「第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」については、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

4 縦覧場所

今治市役所 都市建設部 都市政策課